

許可番号 第 13310017608 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府寝屋川市新家一丁目8番7号

氏 名 北口建設工業株式会社

代表取締役 北口 隆広

複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

寝屋川市長 広瀬 慶輔

許可の年月日 令和 6年 5月12日

許可の有効年月日 令和11年 5月11日

### 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

|       |            |           |          |
|-------|------------|-----------|----------|
| 1 燃え殻 | 5 廃アルカリ    | 9 繊維くず    | 13 ガラスくず |
| 2 汚泥  | 6 廃プラスチック類 | 10 動植物性残さ | 14 鋳さい   |
| 3 廃油  | 7 紙くず      | 11 ゴムくず   | 15 がれき類  |
| 4 廃酸  | 8 木くず      | 12 金属くず   | 16 ばいじん  |

石綿含有産業廃棄物を含む。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。ただし、積替え保管にあっては水銀使用製品産業廃棄物を除く。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上16種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地：寝屋川市新家一丁目752番1の一部

面 積：137.4m<sup>2</sup>

保 管 上 限：87.8m<sup>3</sup>

積み上げ高さ：1.5m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の1, 2, 6, 13, 15の5種類

1の1, 2については石綿含有産業廃棄物を除く。1の6, 15については石綿含有産業廃棄物に限る。

1の13については石綿含有産業廃棄物を含む。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

以 下 余 白

### 3. 許可の条件

積替え保管を行う石綿含有産業廃棄物にあっては梱包されたものに限る。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和48年10月1日 当初許可

令和6年5月10日 更新許可

以 下 余 白

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無